

自己点検・評価報告書

(令和4年6月)

滋賀医科大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	4
	領域2 内部質保証に関する基準	8
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	20
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	27
	領域5 学生の受入に関する基準	31
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	36
	基準の判断 総括表	36
	医学部	37
	大学院医学系研究科	42

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人滋賀医科大学

(2) 所在地 滋賀県大津市

(3) 教育研究上の基本組織

学士課程	医学部
大学院課程	医学系研究科

(4) 学生数及び教員数（令和4年5月1日現在）

学生数	学部：922人、大学院：214人
教員数	専任教員数：172人、助手数：4人

2 大学等の目的

【理念】

滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念とする。

【使命】

<滋賀医科大学>

- ・豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成すること。
- ・研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信すること。
- ・信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献すること。

（国立大学法人滋賀医科大学 学則第1条より抜粋）

<滋賀医科大学大学院>

・大学院は、医学及び看護学の領域において、優れた研究者及び高度な知識と技術をもつ専門家を養成することを目的とし、もって、医学及び看護学の進歩と社会福祉の向上に寄与することを使命とする。

（国立大学法人滋賀医科大学 大学院学則第2条より抜粋）

【ミッション】

<医学系分野>

1：滋賀医科大学の理念に基づき、地域の特徴を生かしつつ、特色ある教育・研究により、信頼される医療人の育成、世界に情報を発信する研究者を養成する。特に、地域住民の協力による地域基盤型教育により、患者の立場に立った全人的医療を目指す医師を養成する。

2：生活習慣病疫学研究を始めとする研究や先進医療機器開発などの産学官連携の実績（しが医工連携ものづくり産学官連携拠点等）を活かした先端的で特色ある研究を推進し、新たな医療技術の開発や医療水準の向上を目指すとともに、次代を担う人材を育成する。

3：滋賀県と連携し、県内の地域医療を担う医師の確保及びキャリア形成を一体的に支援し、医師の偏在解消に貢献する。また、学外の医療従事者の研修を幅広く受け入れ、地域医療の質の向上に寄与する。

4：県内唯一の医育機関及び特定機能病院としての取組や地域がん診療連携拠点病院等の取組を通じて、滋賀県における地域医療の中核的役割を担う。

<保健系分野>

1：滋賀医科大学の理念に基づき、幅広い教養と倫理観とともに高い専門知識と技術を有し、病気や障害を持つ人々だけでなく、一般市民の健康生活を支援する等、時代や社会の要請に応じて保健医療分野で活躍できる実践者及び研究者を育成する。

2：大学院では看護臨床教育者や看護管理者育成の取組をはじめ、高い研究能力と科学的思考力を有した質の高い看護系教育研究者の育成を推進する。

3：生活習慣病に関する研究や滋賀県の医療行政取組への協力、企業と連携した疾病予防・療養支援や健康等、社会的関心の高いテーマの研究実績や地域連携の強みを活かした医療保健政策での支援を具体化する。また、滋賀県内の看護師を対象とした研修を積極的に推進し、県内の看護師の質の向上に貢献する。

【法人の基本的な目標（第4機中期目標前文）】

滋賀医科大学は、第4機中期目標期間に開学50年を迎える。引き続き教職員及び学生が相互に尊重し明るく前向きに活動できる魅力ある（＝アトラクティブな）大学として持続し続けるため、“サステナブルでアトラクティブな大学”をキーワードに掲げ、本学の理念である“地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する”ため、以下の目標を推進する。

1. 滋賀県における医師不足が慢性化する中、地域医療のサステナビリティのために最も重要なことは、滋賀県に定着する優秀な医師の育成である。このため、学部教育における地域枠・地元枠の有効活用と地域基盤型教育を充実させて、将来の医師像を明確にした卒前・卒後キャリアパスに基づいた医師の人材育成を行う。また、高齢化の進行に伴い地域包括医療の比重が重くなる中、重要な役割を果たすのは訪問看護を含む新たな慢性期看護医療をリードできる優秀な看護師と、今後、医師の働き方改革を進める上で、高度急性期医療における安全な医療遂行のためには、特定行為看護師の役割が益々重要となる。さらにCOVID-19感染を契機に感染症専門看護師の必要性も大きくなった。このため、未来のリーダーとなる看護師を関連施設や自治体と協働して育成する。

2. 教育のサステナビリティ強化は、Society 5.0を目指す社会変革の中で、医学領域においてもAI開発、ビッグデータ解析等のICTを駆使できる人材養成が求められるため、学部と大学院にSTEAM教育を取り入れ、新型コロナウイルス感染環境で立ち上げたオンライン教育、シミュレーション教育を発展させ、未来に向けた教育システムを構築する。

3. 研究のサステナビリティ強化は、神経難病研究センター、動物生命科学研究センター、先端がん研究センター、NCD疫学研究センターにおける国際的発信力を持つ特色ある研究の深化に加え、幅広い領域での研究活動を活性化させる必要があり、その中で将来のリーダーとなる若手人材育成を推進するとともに、産学連携研究の推進により外部資金の獲得を増加させ、教育研究環境の改善を図る。

4. 業務運営のサステナビリティ強化は、ソフト面では透明性のある内部統制機能強化、デジタル技術の活用を含む業務効率化、多様なステークホルダーとのコミュニケーション推進、男女共同参画推進計画の地域への展開、ハラスメント防止の推進、ハード面では附属病院の機能強化棟整備、施設と設備のマスタープランの確立と実行等に取り組む。

3 特徴

本学は、「一県一医大」構想の下、医学部医学科の単科大学として昭和49年10月1日に開学、昭和53年には附属病院が開院した。その後、昭和56年に大学院医学系研究科、平成6年には医学部看護学科、平成10年には大学院医学系研究科看護学専攻修士課程を設置して現在に至っている。

設置の経緯から、地域の特徴を生かしつつ、信頼される医療人を育成すること、さらに、世界に情報を発信する研究者を育成することにより、人類の健康、医療、福祉の向上と発展に貢献することを使命と掲げ、教育・研究・社会連携・診療に取り組んできた。

教育面では、卒業時の到達目標（ディプロマ・ポリシー、アウトカム）を設定してそれに基づき講義、実習、演習などを配置する学習成果基盤型教育を導入している。具体的には、入学後早い段階から附属病院や地域の医療機関で臨床実習を行ったり、研究室で実験を開始することができ、これらは学年進行でその内容を高度化していく。また、近年は、ビッグデータの利活用、バイオインフォマティクス、画像診断、病理診断、ナビゲーションサージェリーなどの最新の医学・医療の分野において、数理、データサイエンス、AIの理論・技術が応用されており、医学部学生が将来医療現場に出たとき、これらの理論・技術を理解し、また活用できると共に、近未来には新しい医療技術を生み出すことも期待されるため、これらのテクノロジーの進化に対応できる能力と幅広い視野を身につけるためのSTEAM教育の導入を開始した。

大学院医学系研究科の博士課程においては、豊かな学識と人間性を備え、医学の領域において研究者として自立して創造的研究活動を行うために必要な高度の研究能力を修得し、医学の進歩と社会福祉の向上に寄与する人材を育成する事を目標としている。修士課程においては、21世紀における社会の健康問題に関連した多様な要請に対応するため、滋賀県で最初に設置された看護系高等教育機関であり、高度で先進的看護サービスを支える確かな専門的知識と看護技術をもつ優れた看護ケアに加えて、研究マインド実践力を兼ね備えた人材を育成する事を目標としている。特に、本学は、看護師特定行為研修を行う指定研修機関の認定を受けた最初の国立大学法人であり、「修士課程看護学専攻高度実践コース」において、修士の学位取得と同時に看護師特定行為研修を修了することができる。全国の指定研修機関289施設のうち、全21特定行為区分38特定行為を開講しているのは13施設（大学・学校法人11施設）であり、うち制度上の全領域別パッケージも開講しているのは、唯一、本学のみである。

研究面では、サルを用いた医学研究、認知症をはじめとする神経難病研究、生活習慣病疫学研究と先端がん研究を4つの特色ある重点研究領域と定め、特色ある研究の育成と優れた研究成果の発信に務めるとともに、若手を中心にした創造的・挑戦的研究を育てていくことを研究の第2の柱にするべく、若手萌芽研究や研究費申請アドバイザー制度を通して若手研究者と女性研究者の支援を促進している。

男女共同参画において、他に類を見ない本学独自の取組である「スキルズアッププログラム」は、長期に医療現場を離れていた女性医師を週6時間以内という超短時間勤務で雇用し、復帰研修を行う制度で、育児・介護等のライフイベントに直面した女性医師が、キャリアを継続するために利用できるなど、柔軟な対応が可能となっている。また、個々の事情に応じたサブプログラムも提供しており、利用者の多くは終了後に県内病院で地域医療に貢献している。加えて、「研究者のための支援員配置」制度は、育児や介護等のライフイベントにより十分な研究時間を確保できない本学の男女研究者に、本学の学部学生を研究支援員として雇用し配置する制度で、この制度を利用することで、研究者は家族と過ごす時間を増やしながら研究を進めることが可能となった。支援員となった学生の中には、学会発表や論文の共著者となる研究成果を挙げる者も出ている。

社会連携では、健康に関する公開講座や教養講座、小・中・高校への出前授業及び高大連携事業を展開している。

国際交流に関しては、25機関と国際交流協定を締結しており、2020年4月には国際交流事業の拡充と一元化を目指し、国際交流センターを設置した。2021年度からは文部科学省事業「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に基づき、特別枠として4名/年の国費留学生を受け入れている。

附属病院は、現在は31診療科603床を擁しており、『成長』をキーワードとして、優れた医療人材の育成と医療の高度化を目的としている。その目的を果たすために、あらゆる年代のあらゆる職種の医療者がチャレンジし、つねに学び成長できる環境を整え、絶え間なく医療水準の向上に努め、緊急対応や重症対応、先進医療や臨床研究に取り組み、新しい診断法や治療法を開発していくことで、本院が担う地域医療の「最後の砦」として高度医療を提供している。平成31年1月には、病院機能評価の4度目の認定を受け、チーム医療などで高い評価を得た。また、東近江総合医療センター、JCHO滋賀病院及び公立甲賀病院と連携し、総合診療医の育成を行うなど、地域医療にも貢献している。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準



: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-1-1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1 認証評価共通基礎データ様式 様式1		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
[分析項目1-2-A] ・ 男女共同参画推進室が主体となり、研究者支援として、育児・介護などのために十分な研究時間を確保できない「男女」研究者に、本学の学部学生を研究支援員として雇用する「研究者のための支援員配置」を実施している。	1-2-A-01 令和4年度（前期）滋賀医科大学研究者のための支援員配置募集要項 1-2-A-02 滋賀医科大学統合報告書2021（抜粋）P52～53		
[分析項目1-2-B] ・ 男女共同参画推進室が主体となり、女性医師の復帰支援として、長期に医療現場を離れていた場合の研修や、ライフイベントに直面した場合のキャリア継続のため、希望者を附属病院の診療登録医として、週6時間以内という短時間勤務で雇用する「スキルズアッププログラム」を行っている。	1-2-B-01 男女共同参画推進室ホームページ 1-2-B-02 女性医師支援プログラム特設サイト		
[分析項目1-2-C] ・ 国立大学協会が実施した「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第13回追跡調査」において、女性教員比率（前年度増加率）が1位となった。	1-2-C-01 国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第13回追跡調査について（国立大学協会資料より）		
[分析項目1-2-D] ・ 「女性医師がキャリアと子育て・介護等ライフイベントとを両立させられる環境整備等」の取組が評価され、男女共同参画推進室が内閣府の「女性のチャレンジ賞特別部門賞」を受賞した。	1-2-D-01 滋賀医科大学ホームページ「フォトニュース」		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
[分析項目1-2-C] ・ 平成28年度には女性教員比率が前年度比2.9ポイント上昇し、全国の国立大学で1位の増加率となった。 [分析項目1-2-D] ・ 平成29年度には内閣府の「女性のチャレンジ賞特別部門賞」を受賞した。			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1） 1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01 国立大学法人滋賀医科大学学則	・第3～10条	
	1-3-1-02 国立大学法人滋賀医科大学大学院学則	・第3～4条 ・第6条	
	1-3-1-03 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程		
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01 国立大学法人滋賀医科大学学則	・第3条	再掲
	1-3-1-03 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程		再掲
	・責任者の氏名が分かる資料 1-3-1-04 滋賀医科大学大学概要2022	・P20	
	[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2） 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧	
・教授会等の運営規定等 1-3-2-01 国立大学法人滋賀医科大学教授会規程			
1-3-2-02 国立大学法人滋賀医科大学大学院委員会規程			
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること		・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3） 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧	
	・運営規定等 1-3-3-01 国立大学法人滋賀医科大学教育研究評議会規程		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-3-1] 本学は、学士課程においては医学部のみ、大学院課程においては大学院医学系研究科のみを置く大学であり、医学部及び大学院医学系研究科における教育研究に係る責任は全て学長が担っており、医学部長及び大学院医学系研究科長を置いていないため、このことを規定する資料を提出することができません。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書き で記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準



: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する基本方針		
	1-3-3-01 国立大学法人滋賀医科大学教育研究評議会規程	・第2条(8)(9) ・第4条2	再掲
	2-1-1-02 国立大学法人滋賀医科大学教育推進本部規程	・第2条(4)(5)(6) ・第3条	
	1-3-1-04 滋賀医科大学大学概要2022	・P19-20	再掲
	2-1-1-03 国立大学法人滋賀医科大学教学活動評価委員会規程	・第2条	
	2-1-1-04 国立大学法人滋賀医科大学医学・看護学教育センター規程	・第3条(7)	
	2-1-1-05 国立大学法人滋賀医科大学アドミッションセンター規程	・第2条	
	2-1-1-06 滋賀医科大学情報統括・セキュリティ委員会規程	・第2条(10)	
	2-1-1-07 国立大学法人滋賀医科大学国際交流センター規程	・第2条(9)	
	2-1-1-08 滋賀医科大学建築・環境委員会規程	・第2条(3)	
	1-3-2-01 国立大学法人滋賀医科大学教授会規程	・第2条(3) ・学長が定める事項4、5	再掲
2-1-1-09 国立大学法人滋賀医科大学IR室規程	・第2条(1)		
2-1-1-10 国立大学法人滋賀医科大学役員会規程	・第2条(6)(8)		

<p>[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること</p>	<p>・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）</p>		
	<p>2-1-2 教育研究上の基本組織一覧</p>		
	<p>2-1-2-01 医学教育分野別評価 滋賀医科大学医学部医学科 評価報告書</p>		
	<p>2-1-2-02 教育活動の状況に関する現況分析の結果</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-1-01 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する基本方針</p>		再掲
	<p>2-1-2-03 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</p>		
	<p>・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）</p>		
<p>[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<p>・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）</p>		
	<p>2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-1-01 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する基本方針</p>		再掲
	<p>2-1-2-03 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</p>	・別表1	再掲
	<p>2-1-1-04 国立大学法人滋賀医科大学医学・看護学教育センター規程</p>		再掲
	<p>2-1-1-05 国立大学法人滋賀医科大学アドミッションセンター規程</p>		再掲
	<p>2-1-1-06 滋賀医科大学情報統括・セキュリティ委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-1-07 国立大学法人滋賀医科大学国際交流センター規程</p>		再掲
<p>2-1-1-08 滋賀医科大学建築・環境委員会規程</p>		再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-03 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要項	・第4条 ・別表1	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-1-2-03 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要項	・別表1	再掲
	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-03 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要項	・第4条 ・別表1	再掲
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-2-03 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要項	・第5条 ・別表2	再掲
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する基本方針	・3（1）	再掲
	2-1-2-03 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要項	・第4条	再掲

[分析項目 2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式 2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類 2-1-2-03 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要項	・第4条	再掲
[分析項目 2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類 2-1-2-03 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要項	・第4条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 入学者追跡調査 H31.4.25会議資料（非公表）		
	2-3-2-02 アドミッションセンター会議議事要旨 R1.9.26（非公表）		
	2-3-2-03 医学科・看護学科合同教授会議事録 R1.11.13（非公表）	・P2	
	2-3-2-04 入学試験委員会議事要旨 R2.1.8（非公表）		
	2-3-2-05 令和2年度一般入試における医学科の面接について		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-3-01 授業評価実施報告書第17号（非公表）		
	2-3-3-02 教学活動評価委員会議事概要 R3.11.1（非公表）	・P1	
	2-3-3-03 教育推進本部会議議事概要 R3.12.7（非公表）	・P1	
	2-3-3-04 教学活動評価委員会議事概要 R4.2.21（非公表）	・協議事項1 ・協議事項2	
	2-3-3-05 平成29年度「学長と学生との懇談会」報告書	・P1	
	2-3-3-06 医療人育成教育研究センター学部教育部門会議議事概要 H30.11.27（令和元年6月25日に医療人育成教育研究センターを医学・看護学教育センターに改正）	・審議事項2（1）	
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-1-2-01 医学教育分野別評価 滋賀医科大学医学部医学科 評価報告書		再掲
	2-1-2-02 教育活動の状況に関する現況分析の結果		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目 2-3-4]</p> <p>【第三者による評価を通じて教育課程の自己点検・評価を行うことについての本学の内部質保証に関する考え方】</p> <p>国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）の理念及び使命を実現に向けて、教育研究活動等の状況について継続的に自ら点検・評価を行い、その結果に基づき教育研究活動等の質の維持・向上を図る（以下「内部質保証」という。）ため、教育プログラム等の毎年の点検（モニタリング）や定期的な点検・評価（レビュー）を行う。第三者評価（国立大学法人評価、大学機関別認証評価及び一般社団法人日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価）における指摘事項に関して、毎年度自己点検を行い、その点検結果を内部質保証に活用する。</p> <p>【実際の成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-3-2-06_2019年医学教育分野別評価報告書 ・2-3-2-07_2020年医学教育分野別評価報告書 ・2-3-2-08_2021年医学教育分野別評価報告書 ・第3期中期目標期間(4年目終了時評価)に係る業務の実績に関する評価結果において、改善を要する点として指摘された「FD研修の参加率(令和元年度の参加率は63%)の状況」を令和2年度には97%に改善し、令和3年度には100%と目標を達成した。 			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>[分析項目 2-3-A]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教学活動評価委員会に学生委員を加え、学生の意見を取り入れている。 	1-3-3-01 国立大学法人滋賀医科大学教育研究評議会規程		再掲
	2-3-A-01 教学活動評価委員会構成員一覧（非公表）		
	2-3-3-04 教学活動評価委員会議事概要 R4.2.21（非公表）		再掲
<p>[分析項目 2-3-B]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドミッションセンターとIR室が協働し、入学者選抜機能の検証や入学後の学業成績の追跡調査を実施し、入学者選抜方法の改善につなげた。 	2-3-2-01 入学者追跡調査 H31.4.25会議資料（非公表）		再掲
	2-3-2-02 アドミッションセンター会議事要旨 R1.9.26（非公表）		再掲
	2-3-2-03 医学科・看護学科合同教授会議事録 R1.11.13（非公表）		再掲
	2-3-2-04 入学試験委員会議事要旨 R2.1.8（非公表）		再掲
	2-3-2-05 令和2年度一般入試における医学科の面接について		再掲
	2-3-B-01 国立大学法人等の令和元年度評価結果について	・P13	
<p>[分析項目 2-3-C]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期目標期間の業務の実績に関する評価（4年目終了時）において、指摘された事項への対応 	2-3-C-01 大学ホームページ「医学部医学科(教育目標)」	三つのポリシーの見直し・公表	
	2-3-C-02 大学ホームページ「医学部看護学科(教育目標)」	三つのポリシーの見直し・公表	
	2-3-C-03 大学ホームページ「大学院医学系研究科博士課程」	三つのポリシーの見直し・公表	
	2-3-C-04 大学ホームページ「大学院医学系研究科修士課程」	三つのポリシーの見直し・公表	
	2-3-C-05 2022年度大学院医学系研究科博士課程 シラバス一覧	医学系研究科シラバスの記載について	
	2-3-C-06 2022年度大学院医学系研究科修士課程 シラバス一覧	医学系研究科シラバスの記載について	
	2-3-C-07 2022年度医学部医学科「履修要項」	・成績評価基準について：P17「国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科授業科目の試験及び進級取扱内規 第5条」	

	2-3-C-08 2022年度医学部看護学科「履修要項」	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準について：P16「国立大学法人滋賀医科大学医学部看護学科授業科目の試験及び進級取扱内規 第5条」
	2-3-C-09 2022年度大学院医学系研究科博士課程「履修要項」	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準について：P16-17「学修成果の評価」 ・研究指導計画書の作成について：P37-39「博士課程研究指導の方法及び内容」 ・カリキュラムツリー・ナンバリングについて：P8-14「カリキュラムツリー及び授業科目ナンバリング」
	2-3-C-10 2022年度大学院医学系研究科修士課程「履修要項」	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準について：P13-14「学修成果の評価」 ・研究指導計画書の作成について：P30-32「修士課程研究指導の方法及び内容」 ・カリキュラムツリー・ナンバリングについて：P9-12「カリキュラムツリー及び授業科目ナンバリング」
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>[分析項目2-3-B]</p> <p>・医学科一般入試では、アドミッションポリシーに適合した学生の確保ができるよう、アドミッションセンターとIR室が協働して、入学者選抜機能の検証や入学後の学業成績の追跡調査を実施し、入学者選抜方法の改善を行った。具体的には、2020年度医学科一般入試から、従来のグループ面接をグループワーク(4~6人に、あるテーマについて討議させ、討議している様子を2人で評価する形式)と個人面接の併用に変更し、必要な場合には、学長や理事等による二次面接を実施した。さらに、面接試験の結果分析を行ったところ、グループワークと個人面接の両方で要二次面接と判断された者の重複は小さく、両者を併用し、グループワークと個人面接それぞれにおいて、要二次面接の判断を行うことで、よりきめ細やかで多面的な選抜が実施でき、将来医師又は研究者となるにふさわしい資質・適性を評価できるよう改善が図れた。この取組は、国立大学法人等の令和元年度評価結果において、「多面的な評価による選抜の体制構築」として注目すべき点に取り上げられた。</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人滋賀医科大学内部質保証に関する基本方針	・4	再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-02 教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-03 教授選考に係るフロー図（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-04 情報総合センター 准教授候補者 選考経過（非公表）		
	2-5-1-05 情報総合センター 准教授候補者の公募について（非公表）		
	2-5-1-06 救急集中治療医学講座 教授候補者 選考経過（非公表）		
	2-5-1-07 救急・集中治療部教授選考方針（非公表）		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-06 救急集中治療医学講座 教授候補者 選考経過（非公表）		再掲
	2-5-1-07 救急・集中治療部教授選考方針（非公表）		再掲
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人滋賀医科大学年俸制適用教職員に係る業績評価実施要項（非公表）	・第2条 ・第5条 ・第9条	
	2-5-2-02 国立大学法人滋賀医科大学新年俸制適用教員給与規程（非公表）	・第8条 ・第9条	
	2-5-2-03 国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程（非公表）	・第11条 ・第30条	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 国立大学法人滋賀医科大学年俸制適用教職員に係る業績評価実施要項（非公表）		再掲
2-5-2-04 国立大学法人滋賀医科大学年俸制適用教職員に係る業績評価決定基準（非公表）			
2-5-2-05 人事評価要領（教員用）（非公表）	年俸制の評価・月給制・新年俸制の評価（勤労手当）にて使用		

	2-5-2-06 令和3年度昇給における勤務成績が「極めて良好」・「特に良好」な者等の推薦について(依頼) (非公表)	月給制・新年俸制の評価(昇給)にて使用	
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組(別紙様式2-5-3)		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01 国立大学法人滋賀医科大学年俸制適用教職員給与規程(非公表)	・第11条 ・別表第2	
	2-5-2-02 国立大学法人滋賀医科大学新年俸制適用教員給与規程(非公表)	・第8条 ・第9条	再掲
	2-5-2-03 国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程(非公表)	・第11条 ・第30条	再掲
	2-5-3-02 国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程別表(非公表)	・別表第5の2(P17)	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料(業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等)		
	2-5-2-01 国立大学法人滋賀医科大学年俸制適用教職員に係る業績評価実施要項(非公表)		再掲
	2-5-2-05 人事評価要領(教員用)(非公表)		再掲
2-5-2-06 令和3年度昇給における勤務成績が「極めて良好」・「特に良好」な者等の推薦について(依頼) (非公表)		再掲	
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧(別紙様式2-5-4)		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧(別紙様式2-5-5)		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	1-3-1-04 滋賀医科大学大学概要2022	・P19	再掲
	2-5-5-01 国立大学法人滋賀医科大学事務組織規程		
	2-5-5-02 国立大学法人滋賀医科大学事務分掌規程		
	2-5-5-03 滋賀医科大学教室系技術職員の組織等に関する規程		
	2-5-5-04 滋賀医科大学ティーチング・アシスタントに関する内規		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-03 滋賀医科大学教室系技術職員の組織等に関する規程		再掲
・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料			
2-5-5-05 TA配置状況			

<p>[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p>		
	<p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p>		
	<p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-04 滋賀医科大学ティーチング・アシスタントに関する内規</p>		再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目2-5-5] 「別紙様式2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧」に記載の教育活動の支援や補助等を行う「技術部」職員の役割としては、実験実習支援センターにおいては、学生実習で使用する機器の点検・整備及び使用にあたっての補助、動物生命科学研究センターにおいては、解剖実習等で使用する動物の飼育管理、解剖センターにおいては、解剖実習に係わる全学生が参加する「献体受入式、解剖体慰霊式、解剖体納骨慰霊法要」の管理運営等が該当する。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準



: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表 3-1-1-01 令和3年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-02 令和3年度監査報告書		
	3-1-1-03 令和3年度独立監査人の監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01 H30～R3補足資料様式1-1		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-03 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程		再掲
	1-3-1-04 滋賀医科大学大学概要2022	・P19	再掲
	2-1-1-10 国立大学法人滋賀医科大学役員会規程		再掲
	3-2-1-01 国立大学法人滋賀医科大学経営協議会規程		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	1-3-1-04 滋賀医科大学大学概要2022	・P20	再掲
	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01 国立大学法人滋賀医科大学監査室規程		
	2-5-5-01 国立大学法人滋賀医科大学事務組織規程		再掲
	2-5-5-02 国立大学法人滋賀医科大学事務分掌規程		再掲
・事務組織の組織図			
	1-3-1-04 滋賀医科大学大学概要2022	・ P19	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-3-1-01 国立大学法人滋賀医科大学監査室規程		再掲
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-01 令和4年度 監事監査計画書（非公表）		
	3-5-1-02 令和3年度 監事監査結果報告（非公表）		
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 第18事業年度監査計画概要説明書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-03 令和3年度独立監査人の監査報告書		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	1-3-1-03 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程		再掲
	3-3-1-01 国立大学法人滋賀医科大学監査室規程		再掲
	1-3-1-04 滋賀医科大学大学概要2022	・ P19	再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 内部監査実施規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-02 令和4年度 内部監査計画書（非公表）		
3-5-3-03 令和3年度 内部監査報告書（非公表）			
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 第1回四者協議会「会計監査人監査の結果中間報告」について（非公表）		
	3-5-4-02 第2回四者協議会「会計監査人監査の結果報告」について（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1		
	認証評価共通基礎データ様式 様式1		再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
	1-3-1-01 国立大学法人滋賀医科大学学則	・ 第10条	再掲
	4-1-2-01 滋賀医科大学医学部附属病院規程		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	4-1-3-01 ユニバーサルデザイン状況調査表（非公表）		
	4-1-3-02 国立大学法人滋賀医科大学における防犯カメラの管理及び運用に関する規程（非公表）		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 令和3年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 令和3年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[分析項目4-1-A] ・ 看護学科助産師課程の助産学実習においては、学生一人につき10回以上の分娩取扱いが求められており、コロナ禍においても、必要な知識や技能の習得機会を確保するため、分娩介助シミュレーターを整備した。	4-1-A-01 滋賀医科大学統合報告書2020（抜粋）P8		
[分析項目4-1-B] ・ 一般教養棟の改修にあわせて、学生の意見を反映させながら「学生ラウンジ」や「多目的教室」等の整備を行い、自主的学習環境の充実を図った。	4-1-B-01 滋賀医大ニュースVol133（抜粋）P18-19		

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>[分析項目4-1-B] ・「多目的教室」については、防音効果の大きい壁材を使用し、部屋毎に2台のカメラと放送設備を備え、中央監視室から一元管理が可能となっており、共用試験OSCEの公的化に向け、厳正かつ公正に試験を実施できる環境を整えた。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
<p>[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること</p>	<p>・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）</p> <p>4-2-1 相談・助言体制等一覧</p>		
	<p>・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料</p> <p>4-2-1-01 滋賀医科大学ホームページ「学生相談」</p>		
	<p>4-2-1-02 学生要覧（抜粋）P60～65</p>		
	<p>4-2-1-03 国立大学法人滋賀医科大学医学・看護学教育センター学生生活支援部門会議内規</p>		
	<p>4-2-1-04 滋賀医科大学保健管理センター規程</p>		
	<p>2-5-5-02 国立大学法人滋賀医科大学事務分掌規程</p>	・第10条5(7)	再掲
	<p>4-2-1-05 滋賀医科大学医学・看護学教育センター障害学生支援室会議内規</p>		
	<p>4-2-1-06 滋賀医科大学人権問題委員会規程</p>		
	<p>4-2-1-07 国立大学法人滋賀医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程</p>		
	<p>・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）</p> <p>4-2-1-07 国立大学法人滋賀医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程</p>		再掲
	<p>・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料</p> <p>4-2-1-01 滋賀医科大学ホームページ「学生相談」</p>		再掲
	<p>4-2-1-02 学生要覧（抜粋）P60～65</p>		再掲
	<p>・生活支援制度の利用実績が確認できる資料</p> <p>4-2-1-08 保健管理センター利用者数（非公表）</p> <p>4-2-1-09 カウンセリングルーム利用状況一覧（非公表）</p>		
	<p>[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること</p>	<p>・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）</p> <p>4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧</p>	
<p>[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>		<p>・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）</p> <p>4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制</p> <p>・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料</p> <p>4-2-3-01 大学ホームページ（英語版）International Student's Life</p> <p>4-2-3-02 大学ホームページ（英語版）Various Procedures</p>	

	4-2-3-03_大学ホームページ（英語版）International House		
	4-2-3-04_大学ホームページ（英語版）SUMS Scholarship Guidelines		
	4-2-3-05_大学ホームページ（英語版）Japanese Language Classes		
	4-2-3-06_大学ホームページ（英語版）Health Information		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4_障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-4-01_障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01_大学ホームページ「奨学金等」		
	4-2-5-02_大学ホームページ「SUMSグラント（留学生奨学金支給制度）」		
	4-2-3-04_大学ホームページ（英語版）SUMS Scholarship Guidelines		再掲
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03_令和3年度奨学生数（非公表）		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-04 SUMSグラント（滋賀医科大学留学生奨学金）取扱要項		
	4-2-5-05 「わかあゆ育成資金」貸与奨学金実施要項		
	・入学金、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-06 国立大学法人滋賀医科大学入学金の減免及び徴収猶予規程		
	4-2-5-07 国立大学法人滋賀医科大学授業料の減免及び徴収猶予規程		
	4-2-5-08 令和3年度入学金・授業料免除実施状況（非公表）		
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-09 国立大学法人滋賀医科大学国際交流会館規程		
	4-2-5-10 国立大学法人滋賀医科大学国際交流会館使用細則		
	4-2-5-11 国立大学法人滋賀医科大学における授業料その他の費用に関する規程		
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[分析項目4-2-A] ・学生への生活等に関する相談・助言、支援体制（クラス担任・学年担当制度、アドバイザー制度、臨床心理士によるカウンセリングルーム）を整えている。	4-2-A-01 年度別クラス担任・学年担当教員一覧（非公表）		
	4-2-A-02 2022年度アドバイザー制度実施概要（非公表）		
	4-2-1-09 カウンセリングルーム利用状況一覧（非公表）		再掲
[分析項目4-2-B] ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済的に厳しい状況に置かれている学生を支援するため、生協食堂で利用できる「無料夕食券」の配付やチューデントアシスタント(SA)の雇用等を行った。	4-2-B-01 コロナ禍における学生への経済的支援（非公表）		
[分析項目4-2-C] ・国際企画室が中心となり、外国人留学生に向けた日本語習得支援を行っている。	4-2-C-01 大学ホームページ「日本語教室」		
	4-2-C-02 大学ホームページ「フォトニュース」		
[分析項目4-2-D] ・「国立大学法人滋賀医科大学における多様な性的指向と性自認(SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity)を尊重する基本的な理念と方針」を策定し、SOGIを尊重し、SOGIを理由とする差別や偏見のない環境の整備に取り組んでいる。	4-2-D-01 大学ホームページ「多様な性的指向・性自認(SOGI)の尊重」		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [分析項目4-2-A] ・医学科においては、第1学年の学生に対し、学生4から5名に対し1名のアドバイザー教員を配置している。平成29年度からは、医学科第3学年後期以降の学年担当を1名から2名に増員し、第2学年の持ち上がり制とした。また、看護学科においては、各学年に主担当と副担当を配置し持ち上がり制とすることで、両学科とも学生に対してより手厚い支援・指導を提供している。また、多様な背景を持つ学生への支援の必要性、また、令和2年度は、特に新型コロナウイルスの感染拡大により早急に学生のメンタルヘルスへの適切な対応を行う必要も生じたため、教育担当副学長のもとカウンセラーサポート体制検討ワーキングを設置し、精神科医や臨床心理士等の専門家の意見を参考にして学生のカウンセリング体制を整えた。令和3年2月より、医学・看護学教育センターに専属の心理カウンセラーを配置し、臨床心理士によるカウンセリングを開始した。臨床心理士によるカウンセリングは、週1回4枠（13：00～16：00）で、枠外の時間も対応する等、学生の希望に柔軟に対応しながら実施している。（令和4年5月末時点での実績は、35名に対して209回となっている。） [分析項目4-2-B] ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アルバイト収入が減少する等、経済的に厳しい状況に置かれている学生を支援するため、生協食堂で利用できる「無料夕食券」の配付（学部学生415名および大学院生42名（うち留学生38名））を行ったほか、新型コロナウイルス感染症対策寄附金を募り、それによりチューデントアシスタント(SA)の雇用を行った。また、附属病院における夜間PCR検査従事者として学部学生の雇用を行った。 [分析項目4-2-C] ・本学に在籍する外国人留学生の日本語習得支援として、国際企画室が日本語教室を開催している。2021年4月より、日本語教室サポーターを増員し、初級から上級まで5つのコースを新たに開講した。2021年10月には、原則としてすべての留学生が日本語教室に参加することになり、中級以上の学生には、日本語能力試験に関する受験支援を行い、国内就職を見据えたプログラムを実施している。また、日本語学習意欲の奨励ならびに多文化共生の促進を目的に、国際交流センターが中心となり、「外国人留学生による日本語スピーチコンテスト」を実施している。			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準



: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	2-3-C-01 大学ホームページ「医学部医学科(教育目標)」		再掲
	2-3-C-02 大学ホームページ「医学部看護学科(教育目標)」		再掲
	2-3-C-03 大学ホームページ「大学院医学系研究科博士課程」		再掲
	2-3-C-04 大学ホームページ「大学院医学系研究科修士課程」		再掲
	5-1-1-01 医学・看護学教育センター大学院教育部門会議(合同)議事要旨 R3.11.16(非公表)	・P1	
	5-1-1-02 医学・看護学教育センター学部教育部門会議(合同)議事概要 R3.11.17(非公表)		
	5-1-1-03 医学・看護学教育センター学部教育部門会議議事概要 R3.12.3(非公表)	・P1	
	5-1-1-04 第9回教授会議事録 R4.1.12(非公表)	・P3	
	5-1-1-05 教育研究評議会(令和3年度:第9回)議事録 R4.1.26(非公表)	・P2	
5-1-1-06 役員会(令和3年度:第17回)議事録 R4.1.26(非公表)	・P1		
5-1-1-07 役員会(令和3年度:第17回)資料4(非公表)			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-01 滋賀医科大学入学試験委員会規程（非公表）		
	5-2-1-02 滋賀医科大学大学院入学試験委員会規程（非公表）		
	5-2-1-03 滋賀医科大学大学院医学系入試専門部会内規（非公表）		
	5-2-1-04 滋賀医科大学大学院看護学系入試専門部会内規（非公表）		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-05 令和4年度滋賀医科大学医学科学学校推薦型選抜実施要領（非公表）		
	5-2-1-06 令和4年度滋賀医科大学一般選抜(前期日程)実施要領（非公表）		
	5-2-1-07 令和4年度滋賀医科大学医学部医学科第2年次学士編入学試験実施要領（非公表）		
	5-2-1-08 令和4年度滋賀医科大学大学院医学系研究科（博士課程）入学試験実施要領（非公表）		
	5-2-1-09 令和3年度秋季・令和4年度滋賀医科大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻入学試験実施要領（非公表）		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-10 令和4年度滋賀医科大学医学科学学校推薦型選抜面接要領（非公表）		
5-2-1-11 令和4年度滋賀医科大学一般選抜(前期日程)面接・グループワーク要領（非公表）			
5-2-1-12 令和4年度滋賀医科大学医学部医学科第2年次学士編入学試験面接要領（非公表）			
5-2-1-13 令和4年度滋賀医科大学大学院医学系研究科（博士課程）入学試験面接要領（非公表）			
5-2-1-14 令和3年度秋季・令和4年度滋賀医科大学大学院医学系研究科修士課程看護学専攻入学試験面接要領（非公表）			
・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの			
5-2-1-15 2021年度滋賀医科大学入学者選抜方法の見直しに係る予告について(第4報)（非公表）			
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-1-05 国立大学法人滋賀医科大学アドミッションセンター規程		再掲
	5-2-1-01 滋賀医科大学入学試験委員会規程（非公表）		再掲

	2-1-1-09 国立大学法人滋賀医科大学IR室規程		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	2-3-2-01 入学者追跡調査 H31.4.25会議資料（非公表）		再掲
	2-3-2-02 アドミッションセンター会議議事要旨 R1.9.26（非公表）		再掲
	2-3-2-03 医学科・看護学科合同教授会議事録 R1.11.13（非公表）		再掲
	2-3-2-04 入学試験委員会議事要旨 R2.1.8（非公表）		再掲
	2-3-2-05 令和2年度一般入試における医学科の面接について		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
[分析項目5-2-A] ・アドミッションセンターとIR室が協働し、入学者選抜機能の検証や入学後の学業成績の追跡調査を実施し、入学者選抜方法の改善につなげた。	2-3-2-01 入学者追跡調査 H31.4.25会議資料（非公表）		再掲
	2-3-2-02 アドミッションセンター会議議事要旨 R1.9.26（非公表）		再掲
	2-3-2-03 医学科・看護学科合同教授会議事録 R1.11.13（非公表）		再掲
	2-3-2-04 入学試験委員会議事要旨 R2.1.8（非公表）		再掲
	2-3-2-05 令和2年度一般入試における医学科の面接について		再掲
	2-3-B-01 国立大学法人等の令和元年度評価結果について	・P13	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [分析項目5-2-A] ・医学科一般入試では、アドミッションポリシーに適合した学生の確保ができるよう、アドミッションセンターとIR室が協働して、入学者選抜機能の検証や入学後の学業成績の追跡調査を実施し、入学者選抜方法の改善を行った。具体的には、2020年度医学科一般入試から、従来のグループ面接をグループワーク(4~6人に、あるテーマについて討議させ、討議している様子を2人で評価する形式)と個人面接の併用に変更し、必要な場合には、学長や理事等による二次面接を実施した。さらに、面接試験の結果分析を行ったところ、グループワークと個人面接の両方で要二次面接と判断された者の重複は小さく、両者を併用し、グループワークと個人面接それぞれにおいて、要二次面接の判断を行うことで、よりきめ細やかで多面的な選抜が実施でき、将来医師又は研究者となるにふさわしい資質・適性を評価できるよう改善が図れた。この取組は、国立大学法人等の令和元年度評価結果において、「多面的な評価による選抜の体制構築」として注目すべき点に取り上げられた。			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式 様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	医学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								医学科については、国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）及び医学教育分野別評価（日本医学教育評価機構）。 看護学科については、国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）。
02	大学院医学系研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価及び医学教育分野別評価（医学科）（大学改革支援・学位授与機構及び日本医学教育評価機構）

該当なし

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること		
【特記事項】		
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。		
活動取組	根拠資料・データ欄	備考
【優れた成果が確認できる取組】		

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること		
【特記事項】		
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。		
活動取組	根拠資料・データ欄	備考
[分析項目6-4-A] ・学生課とマルチメディアセンターが協働し、ハイフレックス型授業を確立した。	6-4-A-01 滋賀医科大学統合報告書2021 (抜粋) P6	
・文部科学省令和2年度大学改革推進等補助金「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」採択	6-4-A-02 滋賀医科大学統合報告書2021 (抜粋) P22	
[分析項目6-4-B] ・令和3年度からは、学生一人一人が自主的に学ぶ個別化教育を推進するため、反転授業を取り入れた。	6-4-A-02 滋賀医科大学統合報告書2021 (抜粋) P22	再掲
[分析項目6-4-C] ・令和2年度から文理融合型の人材育成を目指し、STEAM教育への支援を開始した。	6-4-C-01 滋賀医科大学統合報告書2021 (抜粋) P21	
[分析項目6-4-D] ・学部教育の正規課程において、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、それを適切に理解し、活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術について体系的な教育を行っている。	6-4-D-01 滋賀医科大学統合報告書2021 (抜粋) P20	
[分析項目6-4-E] ・文部科学省「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業（文部科学省令和3年度補正予算大学改革推進等補助金）」採択	6-4-E-01 「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」に関する選定結果について (通知)	・ p4
【優れた成果が確認できる取組】		

<p>[分析項目6-4-A]</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2年度後期からは、13教室のAV機器の改修を行い、対面授業を基本としつつも、同時にリアルタイム配信による遠隔授業も行う「ハイフレックス型授業」を確立した。教室はネットワークを介して任意の組み合わせで連携可能としたことで、収容人数を半分程度とするための2教室同時開講や学年・学科をまたがる合同講義等にも柔軟に対応できるようになった。また、講義内容は、後日にオンデマンド形式でも配信し、学修機会の確保を行った。</p> <p>さらに、遠隔での授業を実施するにあたり、全学向けにオンデマンド型遠隔講義のためのe-learningシステム(WebClass)の利用説明会や教室利用に関する説明会の開催、授業中のトラブルに即対応するための全授業モニタリングシステム及びサポート体制の構築に加え、希望者全員にラップトップPC(43台)、マイク付きカメラ(15台)、タブレット(6台)とモバイルルーター(81台)の無償貸与等の利用支援を行った。</p> <p>なお、このICTを利用した同時双方向型遠隔講義システムの構築等の取組は、文部科学省令和2年度大学改革推進等補助金「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」の採択につながり、「自律的に学ぶ姿勢を育む個別化教育の推進—医療人を目指す者の学び方改革」として、約1億円の支援を受けた。</p> <p>[分析項目6-4-B]</p> <p>・令和3年度からは、学生一人一人が自主的に学ぶ個別化教育を推進するため、反転授業を取り入れた。反転授業(教師役反転授業)とは、教師役の学生が動画教材(講義録画資料等)を元に、より良い動画教材を作成し、学内のe-learningシステムにアップロードし、その他の学生がアップロードされた動画教材を用いて予習するという形式で、講義では演習やディスカッションを行うなど、より高次の内容を取り扱うことができるため、より理解が深まるという仕組みとなっている。</p> <p>[分析項目6-4-C]</p> <p>・令和2年度から文理融合型の人材育成を目指し、STEAM教育への支援を開始した。それに伴い、本学附属図書館では、教養関係図書の重点的購入を開始し、教養科目「芸術学」担当教員に選定を依頼し、芸術学分野を補強した。また、学部学生全員を対象にアンケートを実施し、教養関係図書を約300冊購入した。なお、この取組は国立大学協会広報誌『国立大学vol.60』のウェブページで紹介された。</p> <p>[分析項目6-4-D]</p> <p>・本学では、学部教育の正規課程において、学生の数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、それを適切に理解し、活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AIに関する知識及び技術について体系的な教育を行っている。令和3年度には、既存の取組に基づいた本学の「医療人育成を目指した数理・データサイエンス・AI教育プログラム」が、内閣府・文部科学省・経済産業省の3府省が連携した「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)」に認定された。</p> <p>本教育プログラムでは、数理・データサイエンス・AIの基盤的な内容に加えて、医療現場への応用と限界に関する事例の教育も積極的に取り入れ、医学・医療を学ぶ医学生に特化した教育プログラムを提供している。</p> <p>[分析項目6-4-E]</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の拡がりにより、医療職養成においては臨地での実習時間の減少が問題となる中、教育・実習内容を充実させるための取組として以下を計画し、文部科学省の「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業(文部科学省令和3年度補正予算大学改革推進等補助金)」に採択された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1・2年次における基礎看護学演習/実習、2・3年次の在宅・精神・公衆衛生・老年看護学演習/実習において教育効果の高いVRコンテンツを作成する。 ・汎用的な技術、遭遇機会の少ないケース、在宅療養者の家庭・生活の様子、症状管理について模擬体験により具体化を促す。 ・VRによる仮想空間を用いて看護アセスメント力(メタ認知・思考・判断・身体感覚)の向上とディスカッションの深化により知識の定着を図る。 ・多彩なシナリオが展開可能なシミュレータを導入し、患者の急変時のアセスメント及び看護技術力の向上と定着を図る。 ・小児看護・分娩介助演習/実習において、シミュレータ(蘇生用新生児)による蘇生演習を実施(CPAP:持続陽圧呼吸療法)する。

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
【分析項目6-8-1】 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
【分析項目6-8-2】 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-G] ・京都市立医科大学、大阪医科大学と連携し、法医学領域の専門家 (Forensic Specialist)、法医学の知識を備えた医師 (Forensic Physician) ・歯科医師 (Forensic Dentist) を養成する「地域で活躍する法医臨床医・法歯科医養成コース」を設置した。	6-4-F-01 文部科学省基礎研究医養成活性化プログラム-地域で活躍するForensicGeneralistForensicSpecialistの養成ホームページ		
【優れた成果が確認できる取組】			
[分析項目6-4-F] ・本学は京都市立医科大学、大阪医科大学と連携し、死因究明等に関する地域の施策を円滑に進めること及び地域のヘルスプロモーションやセーフティプロモーションに寄与することを目的に、法医学領域の専門家 (Forensic Specialist)、法医学の知識を備えた医師 (Forensic Physician) ・歯科医師 (Forensic Dentist) を養成する「地域で活躍する法医臨床医・法歯科医養成コース」を設置した。3校とともに年間120~170体の法医解剖を行っており、それぞれの大学が異なる専門性を持っているため、3校が連携することで、より質の高い教育体制が確保できる。 また、本プログラムは、文部科学省令和3年度「基礎研究医養成活性化プログラム」に採択された。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況		再掲
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			